

日本活断層学会表彰規定

2009年2月22日決定

2009年8月22日一部改定

2009年10月24日一部改定

第1条 定款第3条(7)の規定に基づき、本学会に日本活断層学会賞（以下「学会賞」という）と日本活断層学会論文賞（以下「論文賞」という）を設ける。

第2条 学会賞は、活断層に関する研究・調査・教育・普及活動において顕著な業績を挙げた個人または団体に授ける。

第3条 論文賞は、本学会定期刊行物に、原則として表彰年度の前年度および前々年度に発表された論文の著者に授ける。

第4条 学会賞及び論文賞の受賞者は理事会が決定する。

第5条 授賞式は総会または学術大会時において行い、賞状を贈呈する。また、副賞を贈呈することができる。

第6条 第1条から第5条のほか、理事会は、感謝状その他の贈呈を決定することができる。

第7条 この規定の変更には理事会の決定を要する。

附則

- 1 この規定は2009年2月22日から実施する。
- 2 学会賞の表彰は2009年度から実施する。
- 3 論文賞の表彰は2010年度から実施する。

日本活断層学会表彰内規

2009年2月22日決定
2009年8月22日一部改定
2010年10月23日一部改定
2011年12月17日一部改定

- 第1条 学会賞及び論文賞の受賞候補者を選定するため、日本活断層学会賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を組織する。
- 第2条 選考委員会の委員は正会員から5名以内を会長が指名する。ただし、理事から選出される委員が半数を超えてはならない。委員長は理事以外の委員から会長が指名する。委員の任期は各年度の第1回理事会から理事会が学会賞及び論文賞の受賞者を決定するまでとし、再任を妨げない。
- 第3条 本学会会員は、選考委員会に対して学会賞及び論文賞受賞候補者を自薦または他薦することができる。
- 第4条 選考委員会は、表彰規定に基づき審議を行い、学会賞及び論文賞受賞候補者を選定し、理事会に推薦する。
- 第5条 理事会は、選考委員会から推薦された受賞候補者をもとに、受賞者を決定する。
- 第6条 会長は選考経過と結果を総会に報告する。